

お 知 ら せ

平成23年2月17日
大分県農林水産部

高病原性鳥インフルエンザ宮崎県12例目に係る本県移動制限について

宮崎県延岡市の高病原性鳥インフルエンザ発生事例（宮崎県12例目）について、家さんの飼養状況や地形などを踏まえ、農林水産省動物衛生課と協議した結果、本日11時30分より半径10km圏内の下記の地区を移動制限区域と設定することとなりましたのでお知らせします。

なお、同地区内には、100羽以上の飼養農場はありません。

記

1 移動制限する家畜等の種類

鶏、あひる、うずら、七面鳥、きじ、ほろほろ鳥及びだちょうの家きん及びそれらの死体並びに高病原性鳥インフルエンザの病原体を広げるおそれのある物品。

2 移動制限区域

佐伯市蒲江大字森崎浦、蒲江大字葛原浦、蒲江大字波当津浦、蒲江大字丸市尾浦

3 移動制限期間

当分の間

【問い合わせ先】

家畜衛生飼料室：吉武、御手洗
電話：097-506-3682、3680